

一般公衆浴場に対する広島県の助成制度

区 分	制 度 の 概 要	令和 4 年度 予算額	創設 年度
利子補給費 補助	(株)日本金融公庫設備資金利子補助（浴場へ直接補助） 補助率 支払利子の 1/3 相当額 期 間 返済が終了するまで（ただし、千円未満に 達した時点で補助対象外） 限度額 100 万円以下（ただし、年間の 1 日当たり平 均入浴人員が 350 人を超えた施設は補助対 象外）	千円 566	48
設 備 改 善 補 助	設備改善補助（市町への補助） 対象設備 給湯用ボイラー，ろ過機，温水器，煙突， 配管設備，浴室タイル，空調設備， バーナー，熱交換器 補 助 率 市町村が補助した額の 1/2 県限度額 ボイラー 一般式（40 万円）， 真空式（73 万円）， ろ過機（20 万円）， 温水器（14 万円）， 煙突 鉄筋コンクリート製（46 万円）， ステンレス製（15 万円）， 鉄製（33 万円） 配管設備（45 万円）， 浴室タイル（26 万円）， 空調設備（15 万円）， バーナー（20 万 3 千円）， 熱交換器（24 万円）， 条 件 年間の 1 日当たり平均入浴人員が 350 人 を超えた施設は補助対象外。	3,006	50
そ の 他	公衆浴場業生活衛生同業組合設備改善資金貸付け事業 への原資補助（組合への補助） 貸付対象 組合員 対象設備 一般公衆浴場の改善，補修又は新設に 必要な設備 貸付限度額 1 組合員当たり 200 万円 貸付利率 年 3 % 償還期間 50 ヶ月以内	原資 30,000	47